

# HP ヒューマン・プライム通信

発行元 株式会社ヒューマン・プライム  
ヒューマン・プライム労務管理事務所  
東京都中央区日本橋人形町1-18-9  
ATビル5F 〒103-0013  
TEL.03-5695-7700 FAX.03-5651-4112  
MAIL. info@humanprime.co.jp

人事・労務相談から監査まで、企業の立場に立ってアドバイスをする独立系人事・労務コンサルティング会社

## 国民健康保険法等の一部改正について

今回のヒューマン・プライム通信では、平成27年5月27日に成立した国民健康保険法等の一部を改正する法律についてお知らせいたします。

### 健康保険料率の上限を引き上げ

平成28年度に健康保険料率の上限が **12%→13%**に引き上げとなります。  
※現在の東京都の保険料率は9.97%



### 健康保険の標準報酬月額を引き上げ（平成28年4月1日施行）

健康保険の保険料の算定の基礎となる標準報酬月額の上限額を **121万円→139万円**へ引き上げとなります。  
標準賞与額もあわせて見直しとなり年間上限も573万円へ引き上げされます。

### 入院時食事医療費等の見直し

入院時の食事代について、「入院」と「在宅療養」の公平等の観点から、調理費が含まれるよう段階的に引き上げとなります。

一般所得	260円	→	一般所得	360円	→	一般所得	460円	【対象者数 約70万人】
低所得Ⅱ ※住民税非課税	210円							
低所得Ⅰ ※住民税非課税で 一定所得以下	100円							

低所得者は、引き上げない（据え置き）  
※難病、小児慢性特定疾病の患者は、27年1月から原則自己負担と鳴ったことから、その影響に鑑み、据え置く（食材料+調理料）



## 年金事務所 適用事務の改正

### 同月取得・喪失の厚生年金保険の取扱い（平成27年10月より）

これまでは厚生年金保険の被保険者の資格を取得した同じ月に資格を喪失し、その月に国民年金の被保険者（※第2号被保険者は除く）の資格を取得した場合は、厚生年金保険料と国民年金保険料の両方を納付する必要がありましたが、平成27年10月1日以降は、国民年金保険料のみを納めることになりました。

これにより同一月の資格の取得・喪失の場合は厚生年金保険料の納付は不要となります。なお、この取扱いは年金について行われるものであり、健康保険料および介護保険料は対象になりません。

## マイナンバー制度に関する公開情報をまとめました！

平成27年10月から通知が始まるマイナンバー制度に関して、様々な情報が公開されています。公開情報をまとめましたので、是非ご活用ください。<http://humanprime.co.jp/150820>